

台風18号の接近に伴い、今後、暴風警報等が発令された場合は、授業等の取扱いは次のとおりとなります。今後天候の変化が予想されますので、学生の皆さんは、安全に十分気を付けて行動してください。

2016.10.4 事務局教学課

【暴風警報・特別警報発令時における授業・試験の取扱いについて】 (履修案内記載)

岡山県全域、岡山県南部又は、岡山地域、東備地域、倉敷地域、井笠地域、高梁地域のいずれかの地域に暴風警報又は何らかの特別警報が発令された場合は、その後の授業・試験（以下「授業等」という。）を休講とする。

ただし、警報が解除された場合、解除時刻に応じ次のとおり授業等を実施する。

警報解除時刻	授業等の実施時限
午前7時まで	1時限（8:40～10:10）から実施
午前7時1分から午前10時まで	3時限（12:40～14:10）から実施
午前10時1分以降	全時限休講

(注)

- ①暴風警報等の発令・解除時刻は、岡山地方気象台の発表による。
- ②学外実習の場合は、あらかじめ定められた教員の指示に従う。
- ③試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験に関しては別に掲示により指示する。
- ④授業等を実施中に暴風警報等が発令された場合、その時点で学内に緊急放送する。